

納期限

今月の納期限は3月31日(木)です

- ◇国民健康保険税(10期)
- ◇後期高齢者医療保険料(9期)
- ◇介護保険料(3月分)

くらしの相談

◇心配ごと相談

- 時** 毎週水曜日
13:00~16:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 御坊市社会福祉協議会
☎0738-22-5490

◇人権相談

- 時** 毎週月曜日~金曜日
8:30~17:15
- 場** 和歌山地方法務局御坊支局
- 問** 全国共通人権相談ダイヤル
☎0570-003-110
- ※毎週火曜日9時から16時は、
人権擁護委員が常駐しています。

◇御坊・日高常設法律相談所

- 時** 毎週木曜日
13:30~16:00
- 場** 財部会館
- 問** 和歌山弁護士会
☎073-422-5005

※事前予約が必要です。
※30分で5,000円程度の相談料
が必要です。

◇行政相談

- 時** 3月9日(水)
13:00~15:00
- 場** 福祉センター3階
- 問** 防災対策課
☎0738-23-5528

行政相談委員

おおかわ ひでき
大川 秀樹 氏
☎0738-23-3908

てらさき すずこ
寺崎 鈴子 氏
☎0738-22-2152

子ども医療費助成制度の新規申請について

3月31日で「乳幼児医療費助成制度」の受給期間が満了となる方は、4月1日より新たに「子ども医療費助成制度」の対象となります。

子ども医療費助成制度の認定を受けるためには、申請が必要です。

対象家庭には、3月初旬に案内及び申請書を送付します。対象となるお子さんの健康保険証など必要書類を持参のうえ、健康福祉課福祉医療係にて手続きを行ってください。

なお、手続きが完了しない場合は、受給資格が発生しませんのでご注意ください。

問 健康福祉課 福祉医療係
☎0738・23・5645

御坊市在宅育児支援事業給付金の申請はお済みですか？

在宅で育児をしている世帯において、第二子以降に対する支援制度の令和3年度分の支給を受けるには、年度内の(令和4年3月31日まで)の申請が必要です。

対象乳児

市内に住民登録がある
(令和2年4月1日~令和3年12月31日生まれ)

①生計を一にする世帯内の第三子以降

②市民税所得割合算額が77,101円未満である生計を一にする世帯内の第二子

支給対象者

市内に住民登録がある
・育児休業給付金を受給していない
・乳児を保育所等に入所させていない等

社会福祉課福祉児童係 ☎0738・52・5033 知っていますか？ 「就学援助制度」

経済的な理由で、小・中学校に就学させることが困難な児童(生徒)の保護者の方に、学用品費・学校給食費・修学旅行費などの就学にかかる費用の一部を援助する制度があります。

ただし、就学援助制度の認定を受けるためには、保護者の方の所得などについて一定の基準があります。

就学援助制度の利用を希望する方は、児童(生徒)が通学している各学校にご相談ください。

問 教育委員会教育総務課
☎0738・23・5525

～『日高地域消費生活相談窓口』から～

消費生活のトラブルについて、特にご注意いただきたい事例や相談件数の多い事例についてお知らせします。

検針票は見せないで！電気の契約切り替えトラブル！！

電気の契約を切り替えると電気代が安くなると勧誘されても、料金プランや算定方法などをしっかり説明してもらい、自分に合っているかよく検討することが大切です。電力会社等は、検針票に記載されている顧客番号や供給地点特定番号などにより契約を行っています。記載情報を元に勝手に契約を切り替えられるケースもあるため、安易に教えないようにしましょう。

<消費生活センターへ寄せられた事例>

契約中の大手電力会社の代理店を名乗る人が突然訪問し「電気代が安くなる。電気の検針票を見せてほしい。」と言われ、理解しないまま申込書に署名し供給地点特定番号を書いてしまった。

クーリング・オフができる場合もあります。困ったときは、すぐに消費者ホットライン 188 へご相談ください。



◆問い合わせ 消費者ホットライン ☎(局番なし)188
日高地域消費生活相談窓口(市役所1階) ☎0738-52-5288
受付(平日9:00~12:00・13:00~17:00) ※土日祝日年末年始は休み